

日本型直接支払

【平成31年度予算概算決定額 77,447 (77,190) 百万円】

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

<事業の全体像>

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障が生じつつあります**。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への**水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況**にあります。
- このため、「**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律**」に基づき、農業・農村の**多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等**に対して支援を行い、**多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく**必要があります。

多面的機能支払 48,652 (48,401) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払 26,344 (26,340) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,451 (2,450) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【平成31年度予算概算決定額 48,652 (48,401) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<政策目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上 [平成32年度まで]
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合を5割以上に向上 [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (46,801) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ^{※1}	③資源向上支払 (長寿命化) ^{※1,2}	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ^{※1}	③資源向上支払 (長寿命化) ^{※1,2}
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,600) 百万円

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

① 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

② 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

(円/10a)

○ 小規模集落支援

既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援

○ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等

○ 農村協働力の深化に向けた活動への支援

上記の取組に加えて、構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年度参加する場合

○ 広域化した活動組織への支援

	小規模集落支援として農地維持支払に 加算する単価	
	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

(円/10a)

	多面的機能の更なる増進に に向けた活動への支援		左記の取組に加えて、農村 協働力の深化に向けた活動 への支援	
	都府県	北海道	都府県	北海道
田	400	320	800	640
畑	240	80	480	160
草地	40	20	80	40

都府県	北海道	交付額(定額)
3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容 [お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

日本型直接支払のうち 中山間地域等直接支払交付金

【平成31年度予算概算決定額 26,344 (26,340) 百万円】

<対策のポイント>

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～31年度）を実施します。

<政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止 [平成27年度～31年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,890 (25,890) 百万円

- 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。
- 担い手を支える地域の体制を強化するため、**モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）**を実施します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 454 (450) 百万円

- 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

<集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保安全管理加算>

項目		10a当たり単価
集落連携・機能維持加算	①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	地目にかかわらず 3,000円
	②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援	田：4,500円 畑：1,800円
超急傾斜農地保安全管理加算	超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円

<地域営農体制緊急支援試行加算>

※試行加算はモデル地区において国費定額で実施

項目		10a当たり単価
人材活用体制整備型	新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援	地目にかかわらず 3,000円
集落機能強化型	主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援	地目にかかわらず 3,000円
スマート農業推進型	省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援	地目にかかわらず 6,000円

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【平成31年度予算概算決定額 2,451 (2,450) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援**します。

<政策目標>

- 土壌炭素貯留量の増加への貢献
- 市町村における有機農業の推進体制の整備率の向上（50% [平成31年度まで]）

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,360 (2,360) 百万円

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援の対象となる農業者の要件】

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること
- ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【支援対象活動】

化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う
地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 90 (90) 百万円

【対象者】 地方公共団体等

【支援内容】

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

<事業の流れ> → 環境保全型農業直接支払交付金 → 環境保全型農業直接支払推進交付金



<事業イメージ>

▶ 全国共通取組



5 割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

支援対象となる取組

交付単価

	対象取組	交付単価※
全国共通取組	カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用	4,400円/10a
	有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組 ※ 取組内容や交付単価は、都道府県により異なります		

配分に当たっては、**全国共通取組が優先**されます。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

中山間地農業ルネッサンス事業 <一部公共>

【平成31年度予算概算決定額 44,002 (40,000) 百万円】
 (優先枠等を設けて実施)

<対策のポイント>

傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

<政策目標>

地域の特色をいかした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

<事業の内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援に加え、中山間地における高収益作物への転換や棚田における保全体制の強化等を支援します。

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- 中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小にかかわらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- 農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業の流れ (推進事業) ※>



<事業イメージ>

中山間地農業ルネッサンス推進事業 【2.5億円】

- 営農・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備等、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援
- 中山間地における様々な課題に対応したモデル支援を実施

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援 優先枠252億円

地域の特色をいかした農業の展開 都市農村交流や農村への移住・定住

- ↑ 事業毎の優遇措置
- 国の支援事業
- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
 - ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
 - ・ 農業農村整備関係事業
 - ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
 - ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備、**バイオマス利活用施設整備**
 - ・ 農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策等)

連携事業 農山漁村振興交付金 (山村活性化対策)

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承 優先枠186億円

- ↑ 事業毎の優遇措置
- 国の支援事業
- ・ 多面的機能支払交付金
 - ・ 環境保全型農業直接支払交付金
 - ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
 - ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策 (肉用牛・酪農基盤強化対策 (放牧活用型))
 - ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

連携事業 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)

「中山間地農業ルネッサンス事業」における優遇措置

推進事業の拡充

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地における高収益作物への転換や棚田における保全体制の強化等、様々な課題に対応したモデル支援を実施

受益面積要件の緩和

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
都道府県知事が認める場合に受益面積要件を撤廃可能として実施
- 農業農村整備関係事業
 - (1) 農業競争力強化基盤整備事業
 - ・ 農地整備事業（中山間傾斜農地型）について、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件30%（その他の型においては50%）で実施
 - ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を変更（10ha以上→5ha以上）
 - ・ 水利施設等保全高度化事業（特別型）について、中山間地域等における受益面積要件を変更（20ha以上→10ha以上）
 - (2) 農山漁村地域整備交付金
農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で「保全対策型」を実施
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））
新たに繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和して実施

上限事業費・補助率の緩和

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
上限事業費を1.3倍に拡大
- 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備
加工・販売施設等の整備に対して補助率を嵩上げ（3/10→1/2）して実施

採択に当たっての配慮

- 農山漁村振興交付金
農泊推進対策で審査時に配慮
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備、バイオマス利活用施設整備
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

その他の支援

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の1/5に緩和（平地:20%超→中山間地:4%超）等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が100ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除
- 中山間地域等直接支払交付金
集落戦略（地域の10~15年後を見据えた戦略であり、作成した場合、交付金返還が一部緩和）の作成期限を延長（平成29年度末→平成31年度末）
- 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）
山村地域の農林水産物等の販路開拓を支援するため、山村の産品に興味を持つバイヤーを集めた商談会を開催